

県立高等学校入学選抜の際の配慮事項について

身体等に障がいがあるため、受検の方法に配慮を希望する生徒について、特別措置願を入学志願書に添付して志願先高等学校の校長先生に提出することができます。

中学校は、特別措置願の提出を希望する生徒から相談があった場合、志願先高等学校に連絡し、連絡を受けた高等学校は県教育委員会と協議することとしていますので、できるだけ早い段階から中学校と相談してください。

県教育委員会では、障がいの内容・程度等の生徒個々の事情等を勘案して配慮事項を決定することとしています。

大学入試センター試験について

平成23年度から発達障がいのある志願者に対する特別措置が加えられました。試験の実施に当たって、病気・負傷や障がい等のために特別な措置を希望する志願者に対しては、申請に基づき、審査の上、受験特別措置が行われます。個別の教育支援計画が作成されている場合には、特別措置申請を行う際に、状況報告・意見書に添付をするようになっています。

詳細については、大学入試センターへお問合せください。

連絡先: 大学入試センター事業第1課 TEL 03-3465-8600, HP <http://www.dnc.ac.jp/>

関係機関との連携

子どもの実態に応じたよりよい支援を進めるために、学校とともに関係機関との連携を図ることが大切です。

【学習上や生活上で気になる児童生徒に関する対応や支援の相談】

鳥取県教育委員会特別支援教育課	0857-26-7598
鳥取県教育委員会高等学校課	0857-26-7786
鳥取県教育センター	0857-28-9882
鳥取県教育委員会東部教育局	090-5373-6538
鳥取県教育委員会中部教育局	0858-23-9250
鳥取県教育委員会西部教育局	0859-31-5093

【特性に応じた相談】

鳥取県立鳥取盲学校（視覚）	0857-23-5441
鳥取県立鳥取聾学校（聴覚）	0857-23-2031
鳥取県立鳥取聾学校ひまわり分校（聴覚）	0859-23-2810
鳥取県立鳥取養護学校（病弱・肢体不自由）	0857-26-3601
鳥取県立白兎養護学校（知的）	0857-59-0585
鳥取県立倉吉養護学校（知的・肢体不自由）	0858-28-3500
鳥取県立琴の浦高等特別支援学校（知的）	0858-55-6477
鳥取県立皆生養護学校（肢体不自由）	0859-22-6571
鳥取県立米子養護学校（知的）	0859-27-3411
鳥取大学附属特別支援学校（知的）	0857-28-6340

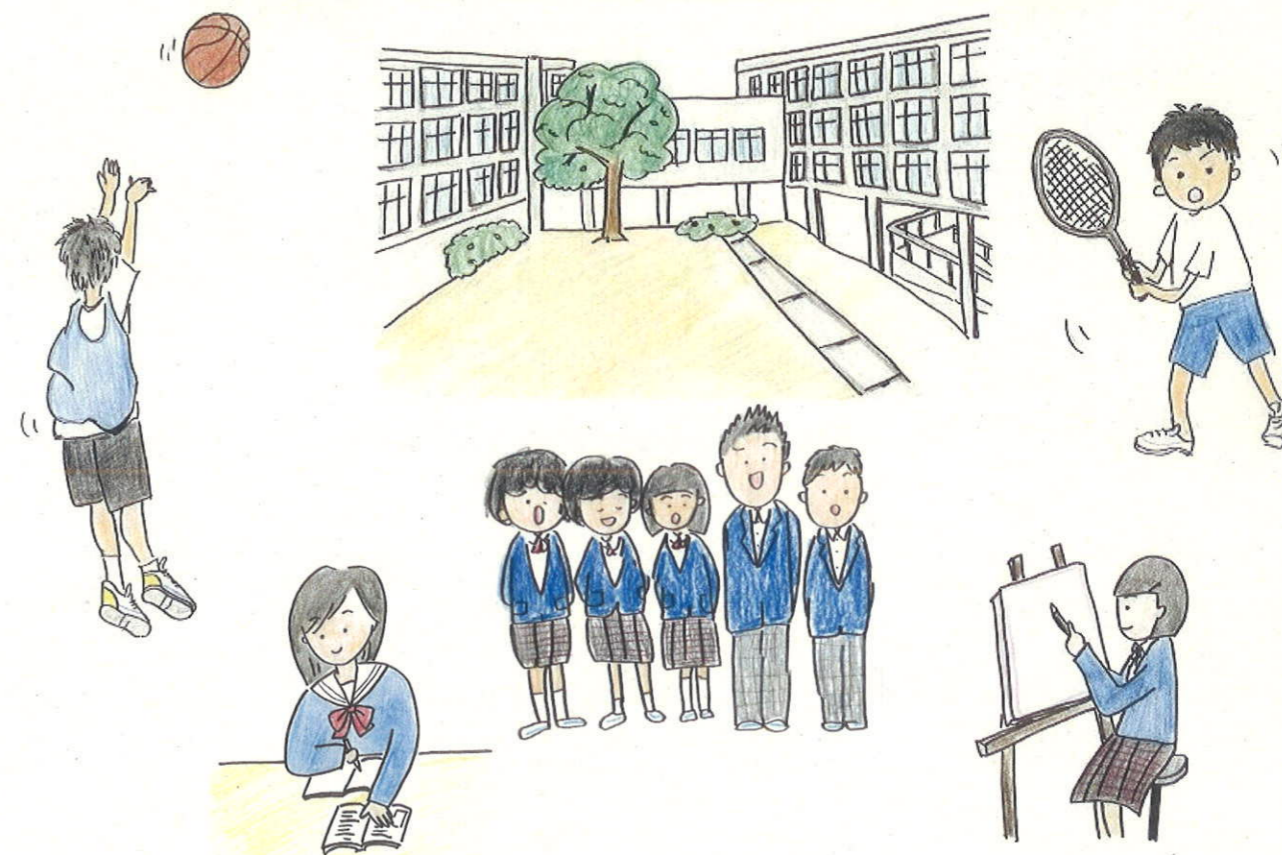
【発達や子育てに関する相談】

「エール」発達障がい者支援センター	0858-22-7208
鳥取県立鳥取療育園	0857-29-8889
鳥取県立中部療育園	0858-22-7191
鳥取県立総合療育センター	0859-38-2155
鳥取県立精神保健福祉センター	0857-21-3031
鳥取県立福祉相談センター	0857-23-1031
鳥取県立倉吉児童相談所	0858-23-1141
鳥取県立米子児童相談所	0859-33-1471

保護者向け

支援をつなぐ

～よりよい学校生活を送るために～



このリーフレットは、特別な支援を必要とする子ども一人一人が、よりよい学校生活を送るために作成・活用を進めている「個別の教育支援計画」について紹介しています。保護者と学校がともに子どもを見守り支えていくための資料としてご活用ください。

鳥取県教育委員会

「個別の教育支援計画」とは

【参考】様式等詳細について：<http://www.pref.tottori.lg.jp/112182.htm>

☆目的 自立と社会参加を目指し、一貫した支援を行うために学校が中心となって作成

☆対象 特別な支援を必要とする子ども*

*特別な支援を必要とする：学習上や生活上において困難さがあり、教育的な支援が必要であること

☆内容 一人一人の教育的ニーズを把握した支援目標や支援内容、関係機関（福祉、医療等）と連携して実施する支援内容等の計画

＜学校と保護者の連携におけるポイント＞

- 学校や関係機関と相談しましょう。
- 子どものありのままの姿（発達の状況や興味・関心、良いところ、学習や行動の状況等）を共有しましょう。
- 2～3年後の子どもの姿を想像しながら、目標を記入しましょう。
- 目標を達成するためにどのような支援が必要か、検討しましょう。
- 有効である支援の方法を確認しましょう。

Q) 「個別の教育支援計画」の活用を進めると、どのようなことに役立ちますか？

- A) 保護者や本人との話し合いが「活用」の第一歩であり、支援を積み上げていく際に活用し、見直しを図り、より一層的確な支援を行うことへつながります。また、転学や卒業においても、転学先や進学先への大事な引き継ぎの資料になります。
- そして、家庭と学校、関係機関とが連携し、子どもを取り巻く環境が整います。

「個別の教育支援計画」を作成、引き継ぎ、支援をつなぐ

引き継ぎを行う時は、「こうすればできる」という手がかりや、これまでの成果を伝えましょう。

進学先
就労先

高等学校

中学校

小学校

幼稚園
保育所

特別支援学校

福祉・医療・労働等
関係機関

自立と社会参加の実現に向けて

鳥取県では、保護者の理解と協力を得て、中学校から高等学校へ進学をする際、「個別の教育支援計画」を活用した引き継ぎを進めています。

Q) いつ引き継ぎますか？

- A) 県立高等学校においては、合格発表後に、年度初めをスムーズに迎えるために必要な支援等を相談・共通理解するための引き継ぎ日を設定しています。その際に、個別の教育支援計画を活用しています。

Q) 引き継ぎ日は、いつわかりますか？

- A) 進学を予定している年の2月頃に、県教育委員会高等学校課から市町村教育委員会を通して各中学校へ引き継ぎ日の日程と担当者の一覧表が送付されます。その日程をもとに、中学校から進学先に連絡をし、日程調整を行います。（引継は主として合格者登校日に行いますが、日程が合わない場合は別の日を設定することもできます。）

Q) 誰が引き継ぎますか？

- A) 中学校と保護者が一緒に引き継ぐ場合、保護者の了解を得て中学校が引き継ぐ場合、保護者が引き継ぐ場合が考えられますが、学校が保護者の意向を確認して決定します。



「個別の教育支援計画」を活用して、高等学校への引き継ぎを行ってよかったという声が届いています。

生活面で困りそうなことや必要な配慮事項を伝えていたことで、様子を見守っていただき、楽しそうに学校生活を送っています。

早い時期から高校の先生とつながることができ、子どもが安心して学校に通っています。



保護者

引き継ぎを行ったことで、子どもの特性について理解してもらうことができ、本人が困っているときに適切な対応をいただいています。「相談していいんだ」という安心感が生まれました。

入学式までに中学校の時の有効な支援について知ることができ、高校でも適切な支援を継続しています。生徒に対して安心感を与えることができています。



高校教員

中学校の先生や保護者の方と一緒に話ができ、高校でどのような支援ができるかを検討することができます。保護者の方とも早い段階で協力関係を築くことができ、支援の方向性を共通理解しやすいです。

個別の教育支援計画を引き継いだことで、「卒業後には社会に出る」ことも視野に入れながら、高校生活3年間でどんな力を伸ばしていくのか、生徒の実態に応じた目標を立てて取り組むことができています。